

産業厚生常任委員会資料

平成30年12月5日
都市整備部 都市政策課

目 次

- | | |
|---------------------------------|----------|
| 1 加東市都市計画マスタープラン（案）について | ・・・ 資料 1 |
| 2 天神東掎鹿谷土地区画整理事業の事後報告と今後の対応について | ・・・ 資料 2 |

加東市都市計画マスタープラン
(案)

平成 30 年 11 月
加東市

兩面印刷時調整用白紙

加東市都市計画マスタープラン 目次

序章 はじめに

1) 都市計画マスタープランとは	0-1
2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨	0-1
3) 位置付け	0-2
4) 目標年次	0-2
5) 対象区域	0-3
6) 構成	0-4
7) 加東市都市計画マスタープランの成果	0-5
8) 本市の現況と課題	0-7

第1章 全体構想

1 将来都市像とまちづくりの基本方針	1-1
1) 将来都市像（まちづくりのテーマ）	1-1
2) 人口の将来展望	1-2
3) まちづくりの基本方針	1-3
2 将来都市構造	1-5
3 分野別の方針	1-8
1) 土地利用の方針	1-8
2) 都市施設の方針	1-11
2) -1 交通施設	1-11
2) -2 公園・緑地	1-13
2) -3 上下水道	1-13
2) -4 その他の都市施設	1-14
3) 景観形成と環境保全の方針	1-15
4) 市街地整備の方針	1-16
5) 安全・安心なまちづくりの方針	1-17

第2章 地域別構想

1 地域区分の設定	2-1
2 地域別の方針	2-2
2-1 社地域	2-2
2-2 滝野地域	2-8
2-3 東条地域	2-13

第3章 実現化方策

1) 協働による計画推進	3-1
2) 市民を中心としたまちづくりの推進	3-1
3) 計画の評価	3-2

序章

はじめに

第1章 全体構想

第2章 地域別構想

第3章 実現化方策

資料編

兩面印刷時調整用白紙

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

都市計画マスタープランの役割

まちづくりを進める指針となる

市町村の現況や住民の意向、総合計画などの上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握した上で、将来の都市像を示し、住民や行政、地域などが協働でまちづくりを進める際の指針となります。

個々の都市計画の相互調整、決定・変更の方向を示す

一体的なまちづくりに向けて、将来の都市像に基づき、土地利用、道路・交通施設、公園・緑地、下水道などの都市施設の整備、都市環境・自然景観の保全、市街地整備などの事業について、都市計画相互の調整を担います。また、個々の都市計画決定・変更の際の指針となります。

住民の理解や合意形成を促進する

住民を含めた多様な主体と行政が、都市の課題や方向性について認識を共有することにより、具体的な都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨

本市は、2006（平成18）年3月20日、加東郡3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生しました。市域を東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号とJR加古川線が走り、広域的な交通結節点となっています。本市では、この広域的な交通利便性を活かしながら、2009（平成21）年に策定した「加東市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりを進めてきました。

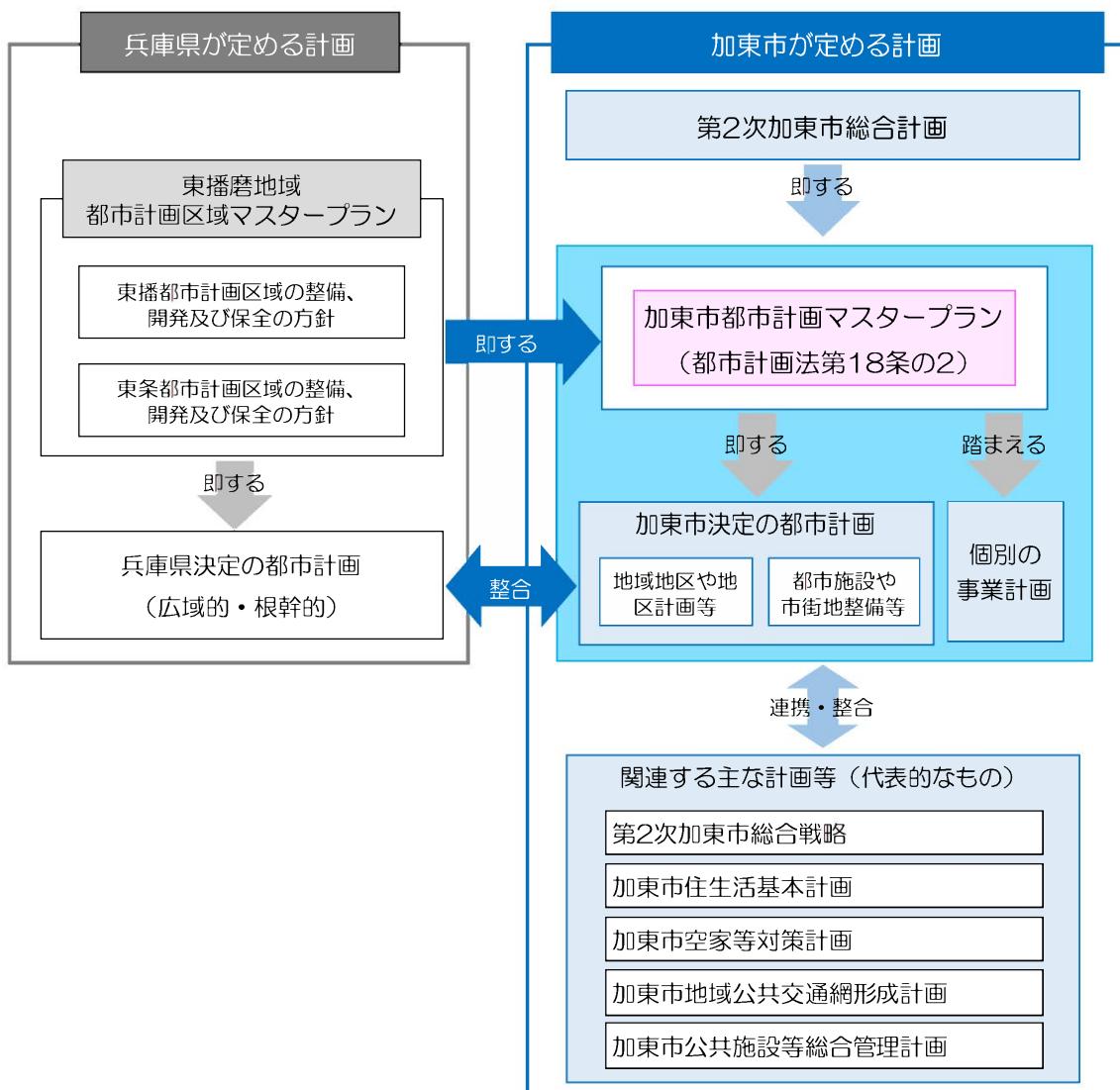
しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の進行、国における様々な都市計画制度の改正など、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、加東市都市計画マスタープランの上位計画となる兵庫県の「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」が2016（平成28）年3月に見直され、また、本市の行政運営の最上位計画である「第2次加東市総合計画」を2018（平成30）年3月に策定しています。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画を展望し、まちづくりの長期的な方向性を示すため、加東市都市計画マスタープランの見直しを行います。

3) 位置付け

加東市都市計画マスタープランの位置付けは、以下のとおりです。



■加東市都市計画マスタープランの位置付け

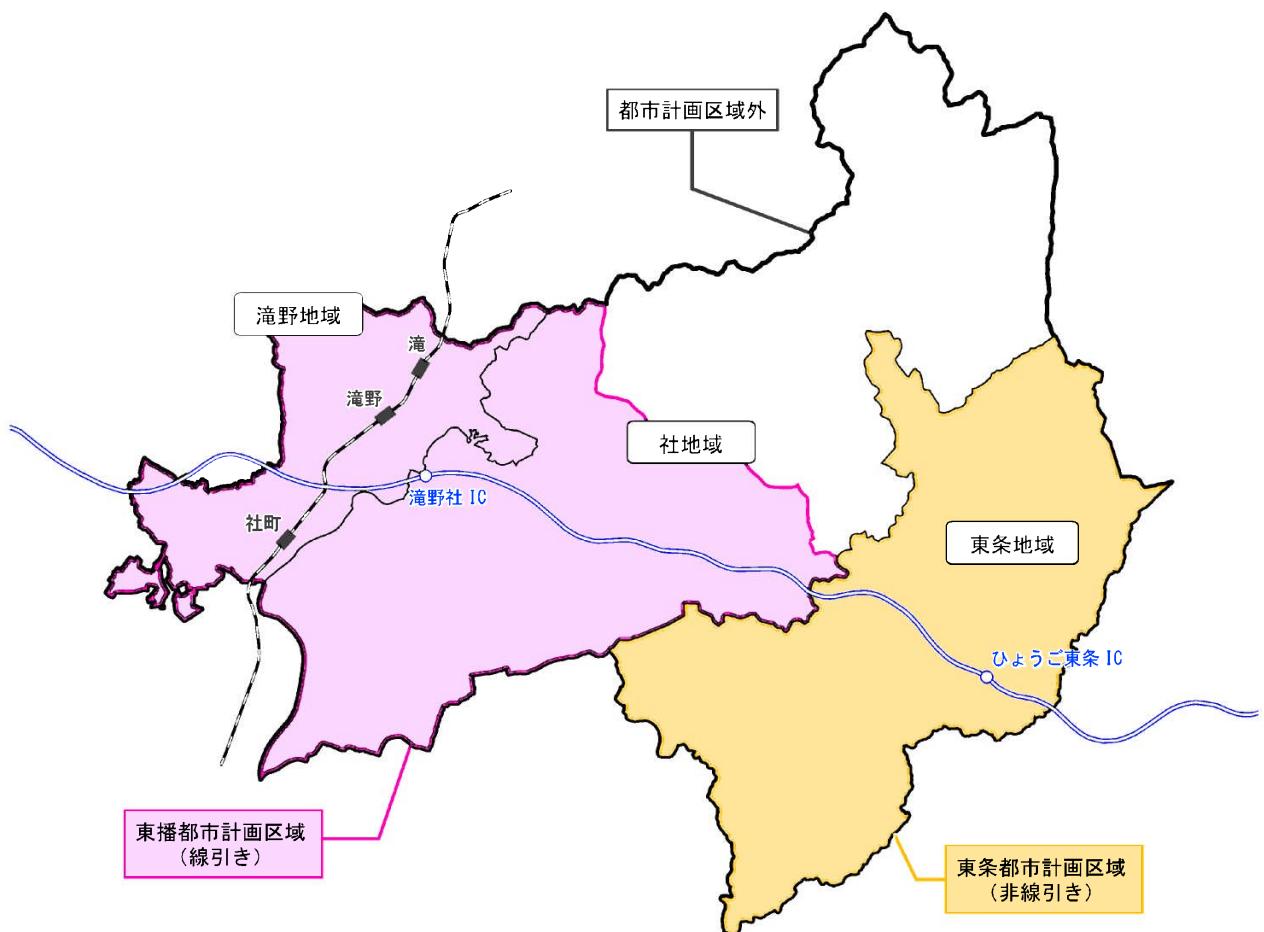
4) 目標年次

第2次加東市総合計画（基本構想）の期間が2027（平成39）年度であることを踏まえ、加東市都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望した上で、目標年次を2027（平成39）年度とします。

5) 対象区域

都市計画マスターplanの対象区域は、都市計画区域が基本となります。

本市では、市域の一部が都市計画区域外となっていますが、加東市都市計画マスターplanは、市全体のまちづくりの方向性を示し、その実現性を図るものであるため、都市計画区域外を含む市全域を対象とします。



■ 加東市都市計画マスターplanの対象区域

6) 構成

加東市都市計画マスタープランは、将来都市像や土地利用及び都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、市域を3つの地域に分けた上で、地域ごとのまちづくりの考え方や市街地像、整備の内容などを示す「地域別構想」、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示す「実現化方策」で構成します。

第1章 全体構想

将来都市像と まちづくりの基本方針

- ・将来都市像
- ・人口の将来展望
- ・まちづくりの基本方針

将来都市構造

分野別の方針

- ・土地利用
- ・都市施設
- ・景観形成と環境保全
- ・市街地整備
- ・安全安心

第2章 地域別構想

地域区分の設定

- ・地域区分の考え方
- ・地域区分の設定

地域別の方針

- ・地域の現況
- ・地域の課題
- ・地域の将来像
- ・地域づくりの方針
　　土地利用
　　都市施設
　　景観形成と環境保全
　　市街地整備

第3章 実現化方策

別冊：資料編（課題分析）

■加東市都市計画マスタープランの構成

7) 加東市都市計画マスタープランの成果

加東市都市計画マスタープランの見直しにあたっては、これまでの成果を点検・評価し、引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要です。

そのため、加東市都市計画マスタープランの成果として、2009（平成21）年度から2018（平成30）年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に示します。

※ここで示す施策体系・施策分野は、これまでの加東市都市計画マスタープランの体系・分野であり、見直し後の施策体系・施策分野とは異なります。

1. 土地利用の方針

施策分野	成 果
都 市 的 土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務地については、社地域の国道175号沿道及びやしろショッピングパークBio周辺に店舗などが集積しつつありますが、大幅な都市機能の充実に至っておらず、引き続き活性化に向けた取組が必要です。 ・工業地については、既存工業団地の事業用地が完売し、新たな工業団地の候補地の調査・検討を行っています。 ・住宅地については、民間開発の誘導により宅地開発が進みました。また、東条地域の天神東拠鹿谷地区画整理事業を実施しましたが、未利用地が残っており、地区計画により土地利用を誘導しています。
自 然 的 土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域では、特別指定区域を指定しました。 ・ほ場整備などの農地整備や担い手の育成などに取り組んでいます。

2. 都市施設整備の方針

施策分野	成 果
道 路 の 整 備 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路社外環状線（国道372号）や主要地方道神戸加東線、その他一般県道などの整備を県と連携し、順次行いました。 ・神戸方面への広域的なネットワークを形成するための高規格道路の整備について検討を行っています。
公 共 交 通 の 整 備 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・JR加古川線の各駅において、スロープや点字ブロックなどを設置しました。 ・周辺市町と連携しながら既存のバス路線を確保するとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）を導入しています。
公 園 ・ 緑 地 の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・南山地区の星の里公園などを整備し、都市公園として供用開始しています。
下 水 道 の 整 備 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化を踏まえた計画的な下水道施設の維持管理や更新などに取り組んでいます。 ・公共下水道や農業集落排水などへの接続を促進した結果、水洗化率は94%を超えました。

施策分野	成 果
河 川 の 整 備 方 針	・国・県とともに加古川の河川改修事業を進めており、引き続き事業の早期完了に向けて取り組んでいきます。
その他の都市施設の整備方針	・上水道は、一部事業の民営化などにより、安定的な運営を図っています。 ・ごみ処理については、広域的な処理体制の構築に取り組んでいます。 ・東条地域において小中一貫校の整備を進めており、計画に沿って社地域、滝野地域においても順次整備します。

3. 都市環境及び自然景観の方針

施策分野	成 果
都市環境の形成方針	・地区計画や県の景観条例などの運用により、地域の特性に応じた住環境や景観の形成を図っています。
自然景観と歴史空間の保全方針	・田園集落においては、県の緑条例などに基づき、無秩序な開発を規制するとともに、都市計画区域内の農地については、農地及び農業用施設の有する多面的機能の維持・管理を図るため、交付金などを活用し支援を行いました。 ・都市計画区域内の森林について、森林法及び地域森林計画に基づき、森林の保全管理に努めています。

4. 市街地整備の方針

施策分野	成 果
既成市街地の整備	・社地域の市街地では、都市再生整備計画に基づき、道路や公園などの整備を行いました。
住宅地開発の誘導	・老朽化した市営住宅のうち、高岡団地、小元団地の建替えを行いました。

5. 安心・安全のまちづくり方針

施策分野	成 果
安心・安全のまちづくり方針	・指定避難所の施設整備などにより、防災拠点の機能強化を図りました。 ・かとう安全安心ネットや防災行政無線などを整備し、緊急情報システムの充実を図りました。 ・通学路交通安全プログラムを推進し、通学路の安全対策を順次実施しています。 ・建築物の不燃化・耐震化を促進しています。

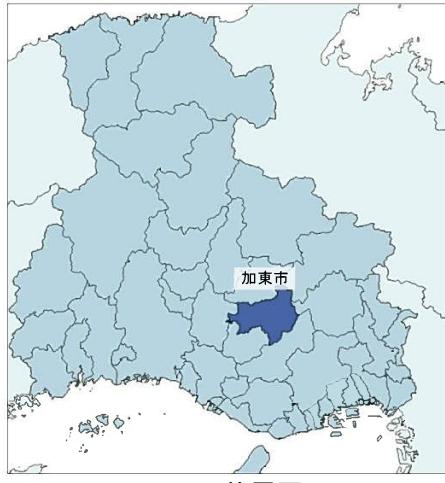
8) 本市の現況と課題

(1) 本市の現況

① 地理及び交通網

ア) 位置・地整

本市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市と三田市、南は三木市と小野市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km²です。



■位置図

イ) 広域交通網

道路網は、市の東西を中国縦貫自動車道が横断し、「ひょうご東条インターチェンジ」と「滝野社インターチェンジ」の2つの玄関口を有しています。加えて、兵庫県の幹線道路である国道175号が南北を、国道372号が東西をつなぎ、広域交通の要衝となっています。

鉄道網は、市の西部を南北にJR加古川線が通っています。



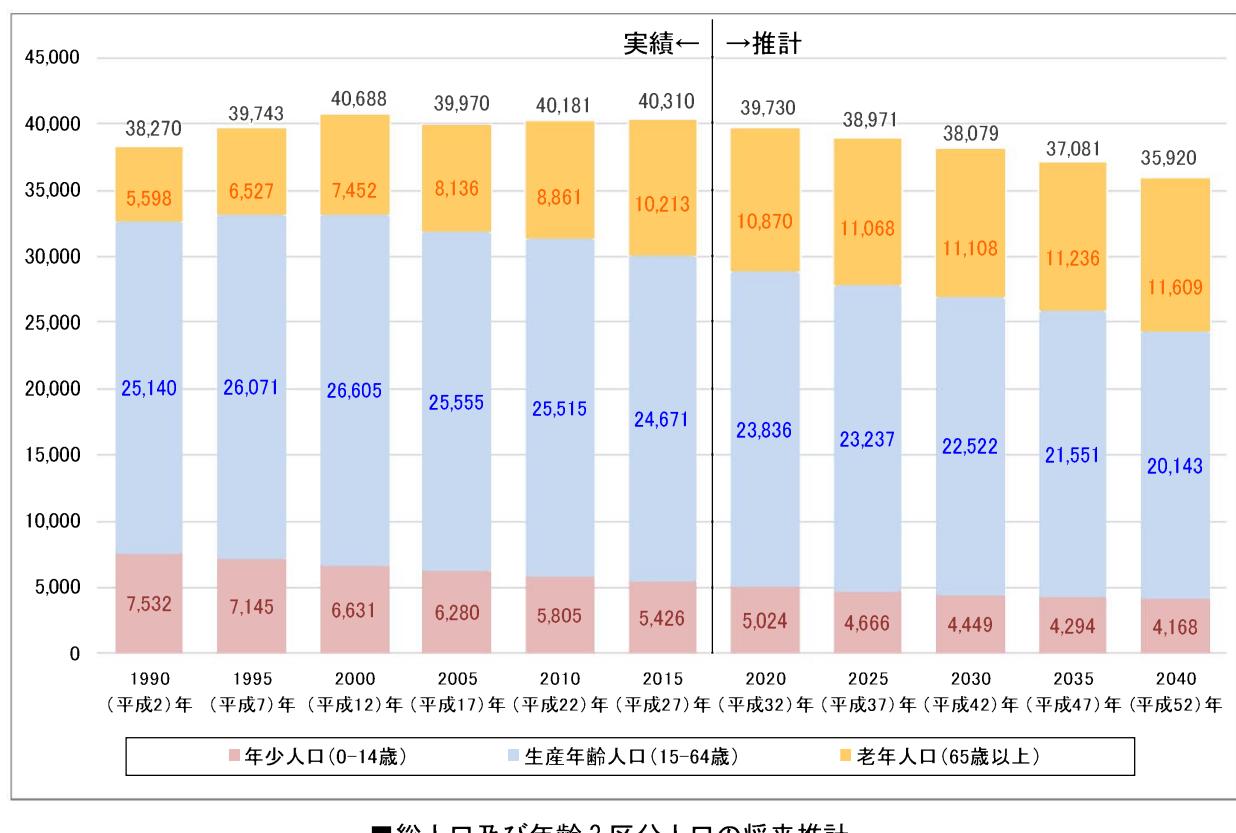
■本市周辺の交通網

資料：加東市ホームページより

②人口の動向

本市の総人口は、2000（平成12）年に40,688人でピークを迎えるまで緩やかに増加し、それ以降、横ばいで推移しています。全国の多くの都市で人口減少が進んでいます。本市は2015（平成27）年に40,310人と4万人台をキープしており、現段階では減少傾向は見られません。なお、本市には外国人労働者や兵庫教育大学の大学生などが居住しており、これらにより人口が維持されている側面があります。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計手法に準拠した推計によると、2020（平成32）年以降、緩やかに減少し、2040（平成52）年には35,920人に減少すると予測されます。今後、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続きますが、老人人口は増加傾向が続く見込みであり、さらに高齢化が進むと予測されます。



資料：総務省「国勢調査」1990（平成2）年～2015（平成27）年、
加東市「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法準拠による推計」

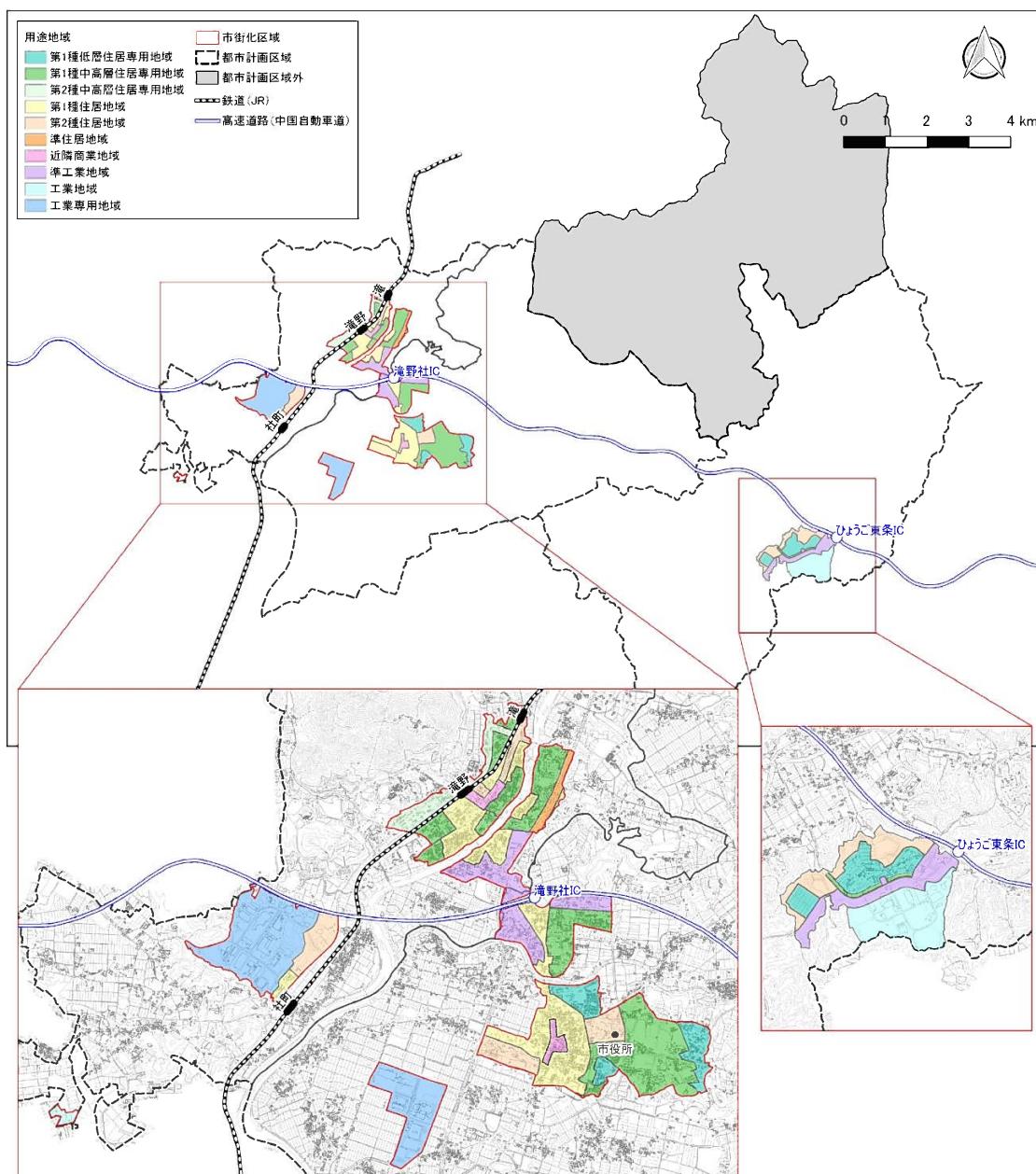
③都市計画

ア) 区域区分・地域地区の指定

本市では、社地域の一部と滝野地域の全域に東播都市計画区域（線引き）、東条地域に東条都市計画区域（非線引き）が指定されています。社地域の一部は、都市計画区域外となっています。

また、3地域すべてに用途地域が指定され、10区分された用途地域面積の合計は747.7haとなり、面積比を見ると、住居系の用途地域が多くなっています。

	第一種低層 住居専用 地域	第一種中高 層住居専用 地域	第二種中高 層住居専用 地域	第一種住居 地域	第二種住居 地域	準住居 地域	近隣商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域
面積 (ha)	69.0	158.9	29.0	118.5	84.0	7.6	8.9	83.5	60.3	128.0
面積比 (%)	9.2%	21.3%	3.9%	15.8%	11.2%	1.0%	1.2%	11.2%	8.1%	17.1%
合計 : 747.7 ha										



■用途地域の指定状況

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

イ) 地区計画の指定

東播都市計画区域では3地区、東条都市計画区域では2地区で地区計画を定めています。このうち天神東挾鹿谷地区は、用途地域の指定はありませんが、地区計画を定めて建築物の用途を制限することにより、計画的な土地利用を図っています。

■地区計画の指定状況

都市計画区域名称	地区名	面積(ha)	指定年月
東播都市計画区域	河高西地区	5.2	1994(平成6)年6月
	宮ノ下地区	9.9	1994(平成6)年12月
	高岡地区	3.3	2018(平成30)年3月
東条都市計画区域	南山地区	158.5	1988(昭和63)年10月
	天神東挾鹿谷地区	8.9	2014(平成26)年3月

資料：加東市

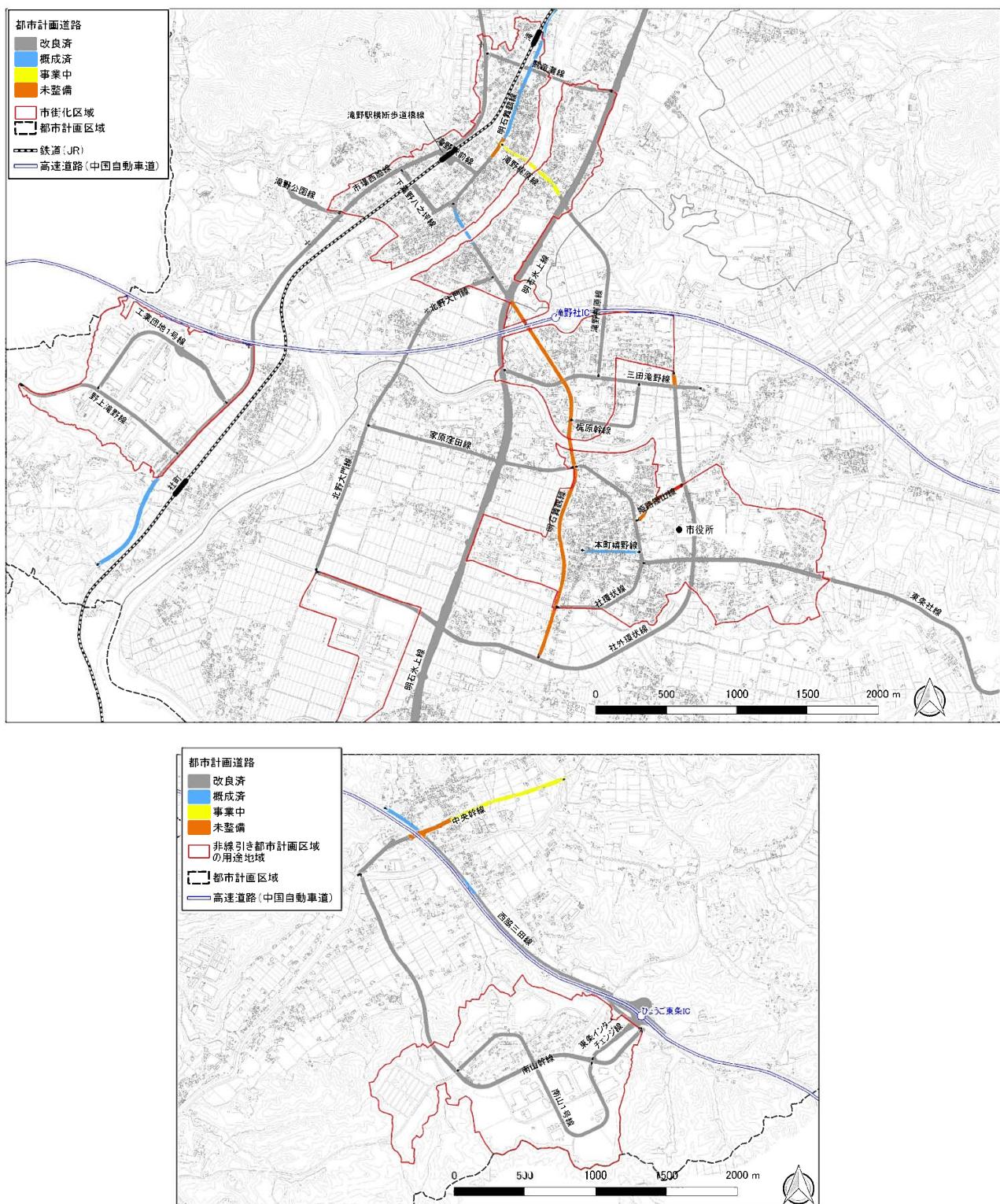
ウ) 都市計画道路

東播都市計画区域において43.74km、東条都市計画区域において9.71kmの都市計画道路が決定されており、それぞれ34.18km（整備率78.1%）、8.08km（整備率83.2%）の整備状況となっています。

東播都市計画区域では、国道175号などの主要幹線は概ね整備済みですが、中心市街地を通る都市計画道路明石舞鶴線（一般県道567号東古瀬穂積線）などで未整備（または概成済み）路線が残っています。東条都市計画区域では、天神地区の幹線となる都市計画道路中央幹線が整備中であり、その他の路線は概ね整備済みです。

都市計画区域名称	都市計画道路		
	総延長km	改良済延長km	改良率%
東播都市計画区域	43.74	34.18	78.1
東条都市計画区域	9.71	8.08	83.2

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年



■都市計画道路の整備状況（上：東播都市計画区域 下：東条都市計画区域）

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

I) 公園・緑地

供用済みの都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園、緑地）を都市計画区域に分けて整理すると、以下のとおりです。

また、本市は、都市計画区域の人口一人当たり都市計画公園の面積が 53.48 m²と、全国平均の 8.02 m²、県の 8.23 m²と比較すると非常に高く、公園が充実しているといえます。

■都市計画公園・緑地の供用状況

都市計画 区域名称	街区公園		近隣公園		総合公園		広域公園		緑地	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
東播 都市計画区域	8	1.46	1	3.0	2	16.0	1	181.7	1	1.8
東条 都市計画区域	4	1.0	2	3.8	-	-	-	-	-	-

資料：国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

■一人当たり都市計画公園・緑地面積（全国・兵庫県との比較）

	都市計画区域の人口 (人)	都市計画公園・緑地の面積 (ha)	一人当たり公園面積 (m ² /人)
全国	119,465,566	95,853.98	8.02
兵庫県	5,319,423	4,378.01	8.23
加東市	39,038	208.76	53.48

資料：総務省「国勢調査」2015（平成27）年、国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年

II) 公共下水道

公共下水道は、東播都市計画区域内で 2,706ha、東条都市計画区域内で 395ha が計画決定されており、供用処理区域はそれぞれ 1,437ha、320ha で、整備率は 56.7% となっています。

■公共下水道の供用状況

都市計画区域名称	計画処理区域 (ha)	供用処理区域 (ha)	整備率
東播都市計画区域	2,706	1,437	53.1%
東条都市計画区域	395	320	81.0%
計	3,101	1,757	56.7%

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

下水道処理施設の整備状況図

■下水道処理施設の整備状況

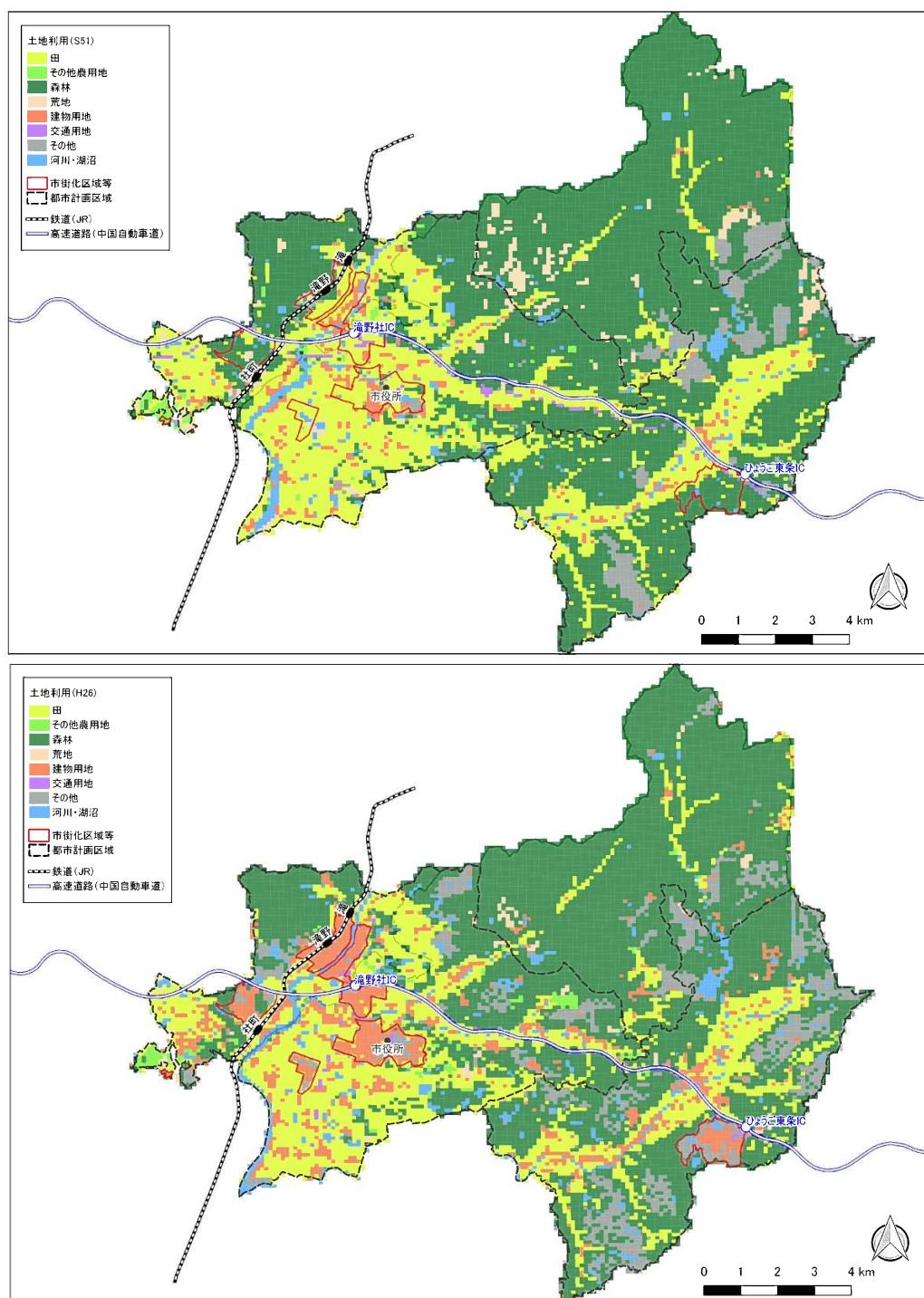
資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

④土地利用

ア) 土地利用動向

100mメッシュごとの土地利用状況について、1976（昭和51）年、2014（平成26）年で比較すると、建物用地が顕著に増加していることが分かります。

特に、市街化区域等（市街化区域及び用途地域）内において建物用地が増加していますが、市街化調整区域でもともとは田であった箇所や、東条地域の天神地区周辺などで建物用地が増加しており、都市的土地区画整理事業が進展している様子がうかがえます。

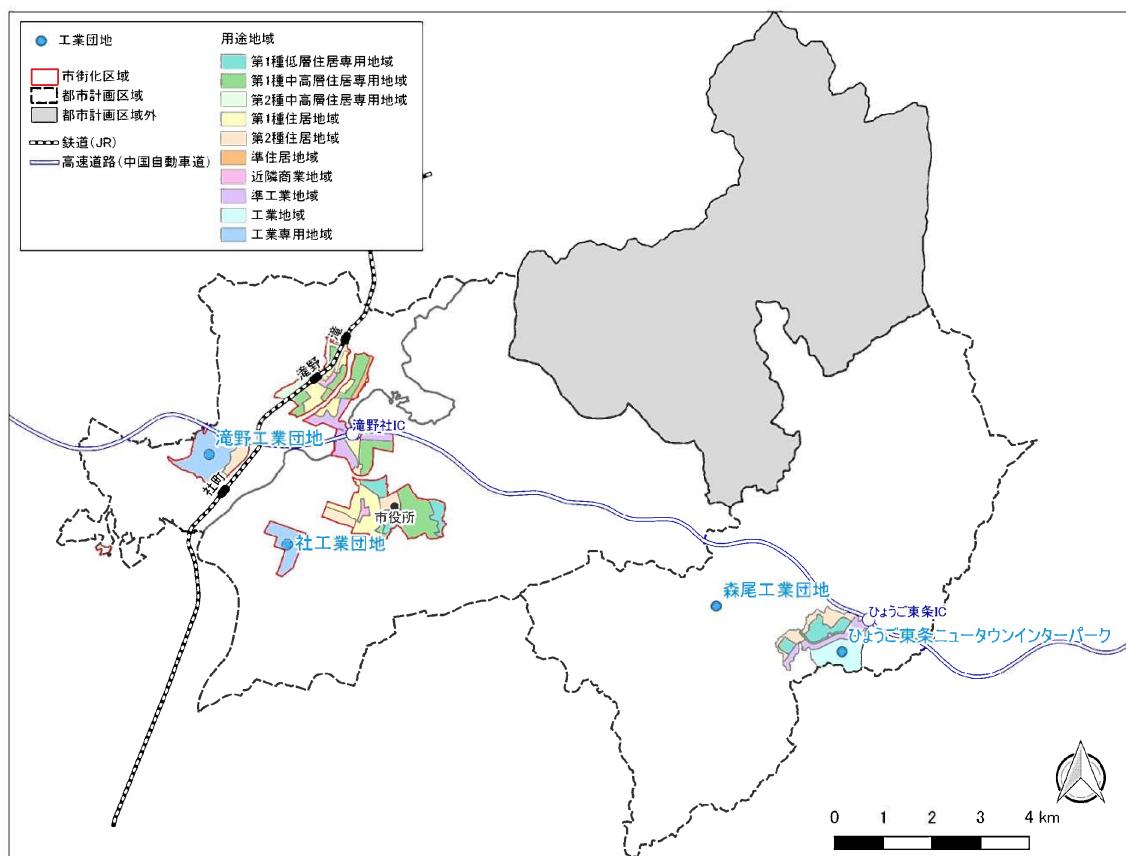


■土地利用細分メッシュ（上：1976（昭和51）年、下：2014（平成26）年）

資料：国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ）」

イ) 工業団地

本市には、社工業団地、滝野工業団地、森尾工業団地、ひょうご東条ニュータウンインターパークの4つの工業団地があります。いずれの工業団地も用地は完売しています。



資料：加東市

ウ) 空家

総務省の「住宅・土地統計調査（2013（平成25）年）」による「住宅総数」に占める「空家（売買や賃貸用の住宅を除いた「その他の住宅」に分類されるもの）」の割合を見ると、兵庫県で5.4%、北播磨圏内で7.5%に対し、本市では8.7%という状況でした。

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2015（平成27）年5月に施行されたことを受け、空家などの活用実態調査を行った後に、「加東市空家等対策計画」の策定とあわせて「危険な空家の解体撤去」と「空家の利活用」の両面から空家対策に取り組んだところ、2018（平成30年）10月末現在、本市の空家率は6.9%となりました。

しかしながら、依然として国・県の平均よりも高く、空家の発生抑制や有効活用といった対策を引き続き実施する必要があります。

I) 特別指定区域の指定

兵庫県では、市街化調整区域における適切な土地利用を促進し、地域の維持・活性化を図るため、特別指定区域制度を創設しています。特別指定区域制度は、都市計画法第34条第12号及び兵庫県の都市計画法施行条例に基づき、市街化を促進しないことを前提に、市町の土地利用計画と連携して市街化調整区域における一定の開発行為が許可されるものです。

特別指定区域には9種類のメニューがあり、そのうち本市では「駅、バスタークナル等周辺区域」を1地区（JR社町駅周辺）、「地域活力再生等区域」を37地区、「工場等誘導区域」を3地区指定しています。

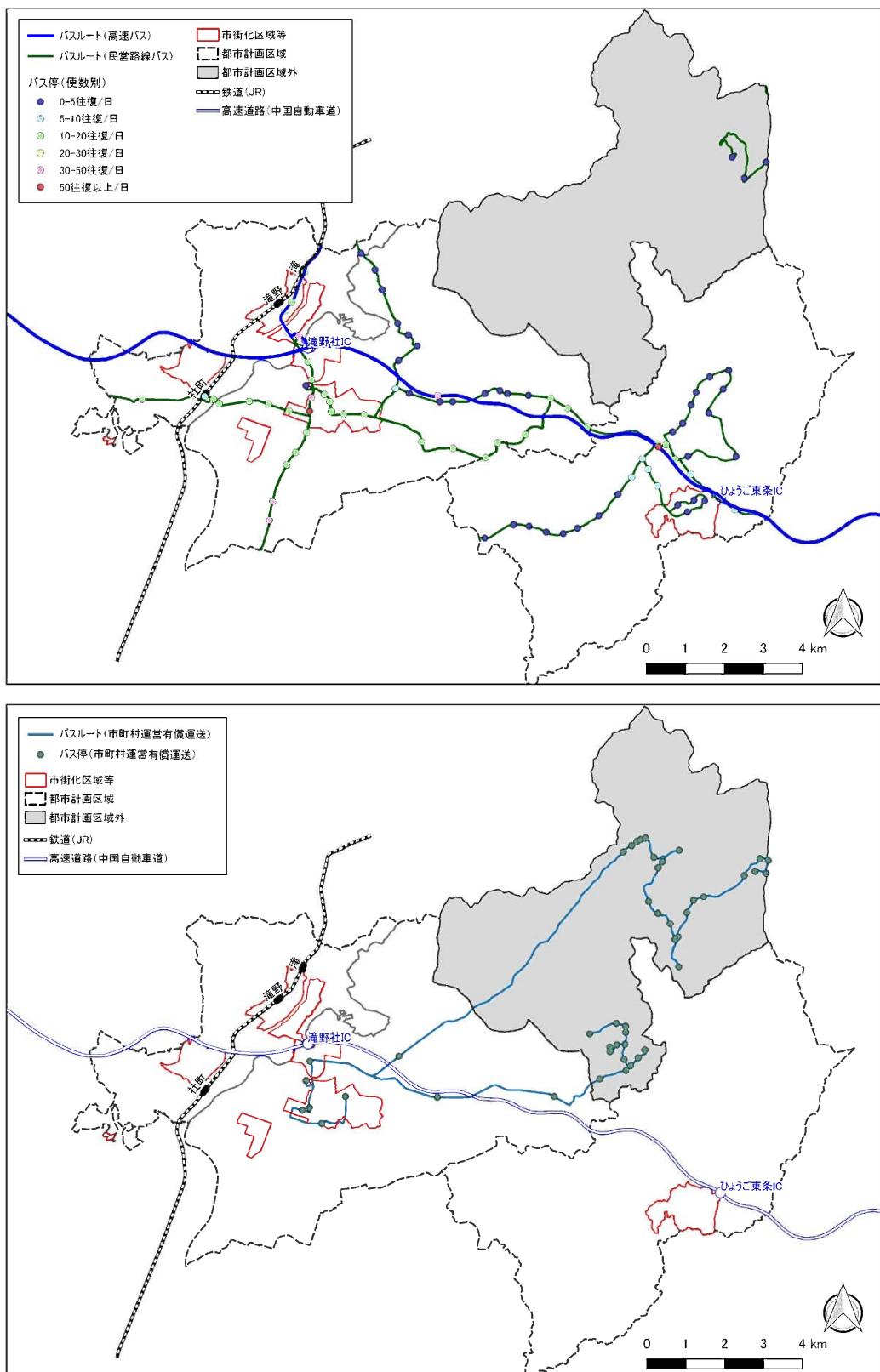
■特別指定区域の指定状況

区分	対象建築物	本市の指定状況	
駅、バスタークナル等周辺区域	駅、バスタークナル等の利用者の利便性の向上に資する建築物	河高地区（JR社町駅周辺）	2012（平成24）年3月30日指定
地域活力再生等区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資する建築物	37地区 (社地域：29地区、滝野地域：8地区) ※いすれも地縁者の住宅区域	2010（平成22）年1月8日指定
工場等誘導区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資する建築物	沢部、東古瀬地区 ※既存事業所の拡張区域	2012（平成24）年3月30日指定
		出水地区 ※既存事業所の拡張区域	2017（平成29）年7月14日指定

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

⑤公共交通

既存の公共交通である鉄道、民営路線バス、タクシーの維持確保に取り組むとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）を導入しています。



(2)市民意識調査

①調査の概要

本市では、第2次加東市総合計画の策定にあたり、本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズを把握するため、2017（平成29）年7月から8月にかけて市民意識調査（アンケート）を実施しました。

ここでは、都市計画マスターplanに関する深い調査結果について掲載します。

■市民意識調査の概要

調査対象	加東市内に在住の満18歳以上の方を無作為に抽出
標本数	4,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成29年7月～平成29年8月
回収状況	有効回答数：1,178件 有効回答率：29.5%

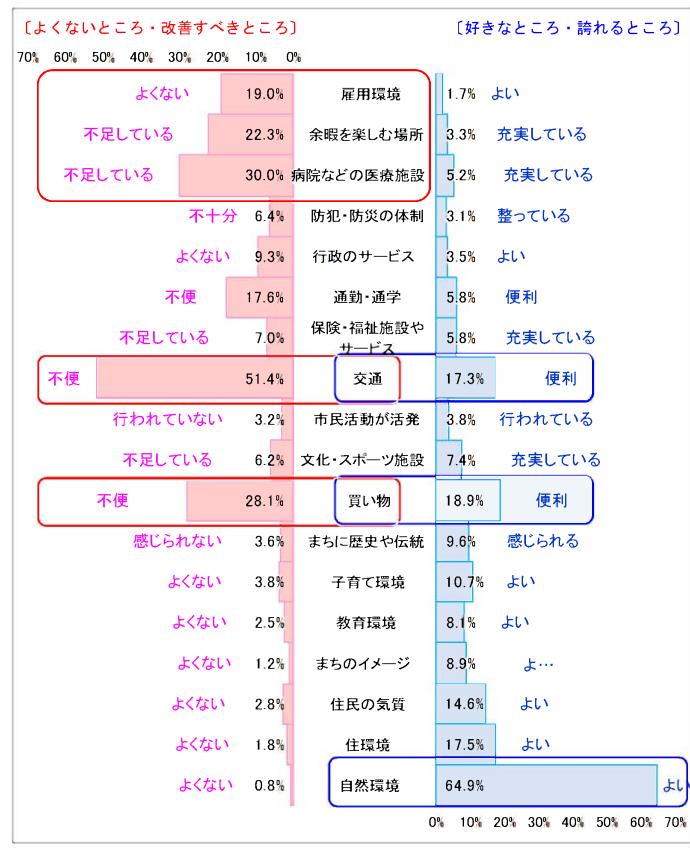
②調査の結果

Q：加東市の好きなところ・誇れるところ／よくないところ・改善すべきところはどれですか？（それぞれ3つまで選択可）

『好きなところ・誇れるところ』に選ばれた項目は、「自然環境」が突出して多く、この他、「買い物」、「住環境」、「交通」などが選ばれています。

一方、「買い物」、「交通」は、「よくないところ・改善すべきところ」としても選ばれており、評価は分かれています。広域交通の利便性は高いものの公共交通での市内移動は不便、といった本市の特徴が影響したものと考えられます。

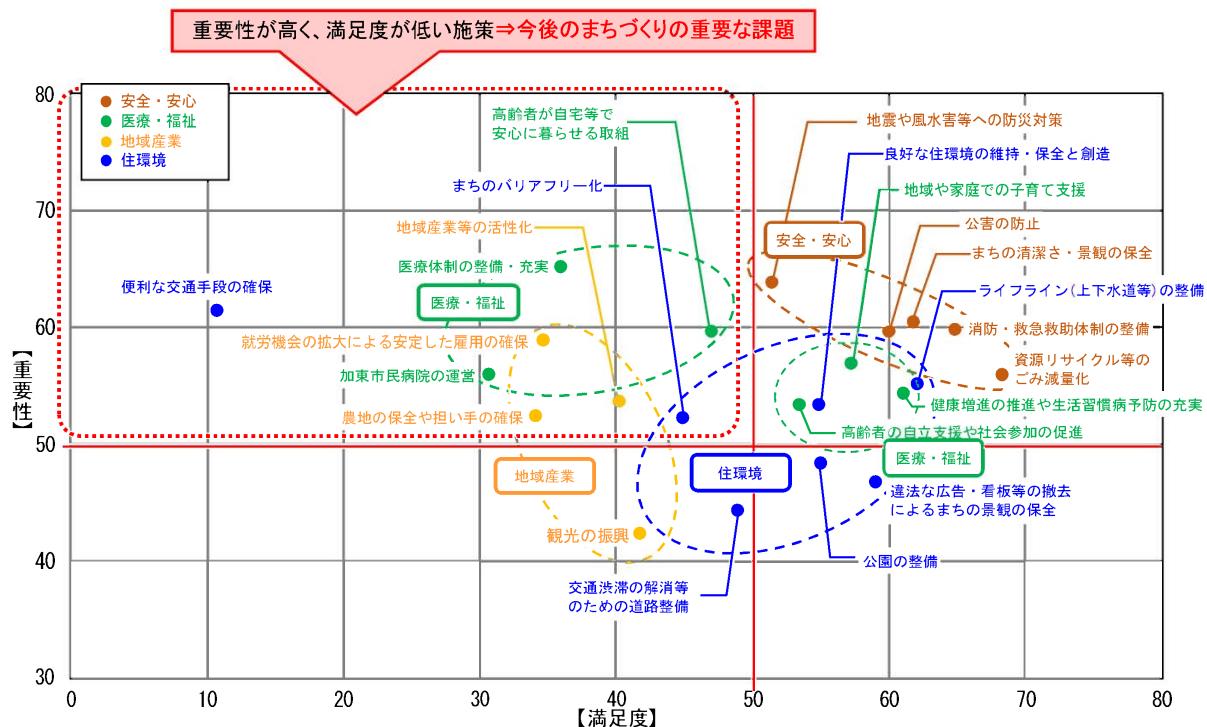
他に、『よくないところ・改善すべきところ』としては、「雇用環境」、「余暇を楽しむ場所」、「病院などの医療施設」などが選ばれています。



Q：本市が取り組む（取り組もうとしている）施策の満足度、重要性について、それぞれ評価してください。（満足度と重要性の各5段階評価）

次の4分野・22施策について、横軸に満足度、縦軸に重要性をとり、これら施策の分布状況を分析しました。

分野1	安全・安心	分野2	医療・福祉
分野3	地域産業	分野4	住環境



■各施策の満足度及び重要性

満足度、重要性ともに高い施策として、「まちの清潔さ・景観の保全」、「公害の防止」、「資源リサイクル等のごみ減量化」、「消防・救急救助体制の整備」、「地震や風水害等への防災対策」といった【安全・安心】の項目や、「良好な住環境の維持・保全と創造」、「ライフラインの整備」といった【住環境】の項目があります。

重要性が高いものの、満足度が低い施策として「高齢者が自宅等で安心に暮らせる取組」、「医療体制の整備・充実」、「加東市民病院の運営」といった、【医療・福祉】分野のうち、医療施設に関する項目や「農地の保全や担い手の確保」、「地域産業等の活性化」、「就労機会の拡大による安定した雇用の確保」といった【地域産業】の項目、「便利な交通手段の整備」といった【住環境】の項目があります。

(3)まちづくりの主要課題

上位計画で求められる方向性やこれまでの加東市都市計画マスタープランの成果、市の現況分析及び市民意識調査の結果などを踏まえて、まちづくりの主要課題を整理します。

■上位計画で求められる方向性

東播磨地域都市計画区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトな市街地の形成、隣接する都市間での機能分担、鉄道駅周辺や国道175号周辺における都市機能の確保 ・今後更新時期を迎える医療・福祉施設や公共施設などの最適化 ・現在の市街地を中心とした人口密度の維持 	など
第2次加東市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能を集約（充実）する拠点やゾーンの形成、道路・交通ネットワークの形成などによる多極ネットワーク型の都市構造の創造 ・災害に強いまち、都市基盤が整った安全快適でにぎわいのあるまちの実現 	など



■加東市都市計画マスタープランの成果／都市の現況分析／市民意識調査より求められる方向性

人口		<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化を見据えたまちづくりや地域・地区ごとに必要な施策の検討が必要。 ・地域産業の振興が求められており、雇用の確保から定住の促進につなげることが必要。
土地利用	都市的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の魅力向上と活性化のために、都市機能のさらなる集積が必要。 ・新たな工業用地の創出など、雇用確保に向けた土地利用の検討が必要。 ・市街地における低・未利用地の利活用が必要。 ・全市的な空家対策（発生抑制・利活用の検討）が必要。
	自然的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別指定区域制度などを活用し、集落の維持・活性化が必要。 ・農業の担い手育成や耕作放棄地の対策が必要。
都市施設	道路・ 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外をつなぐ連携軸の機能強化に向けた道路整備が必要。 ・高齢化の進行により、自家用車で移動できなくなる人の増加が予想されることから、交通弱者への配慮が必要。 ・公共交通の充実が求められており、事業者だけでなく地域住民と連携しながら持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することが必要。
	公園・ 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園は充実しており、今後は既存公園の維持管理や多面的な利活用が必要。
	下水道・ 河川	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の改修・維持管理とともに、下水処理の効率化のため、農業集落排水施設などの公共下水道への接続が必要。 ・国や県と連携しながら、加古川河川改修事業を促進することが必要。
都市環境 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた景観形成が必要。 ・本市の魅力として自然環境が高く評価されており、今後も適切な保全が必要。
安全・安心		<ul style="list-style-type: none"> ・加古川河川改修事業を促進し、災害に備えた安全確保が必要。 ・防災拠点の充実や避難路の確保、住民との協働による防災体制の確立が必要。



■まちづくりの主要課題

- 人口減少や高齢化への対応
- 特性を活かした都市機能・産業の集積
- 拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成
- 既存ストックの適切な維持管理と利活用
- 市街地整備と連動した安全・安心なまちづくり

①人口減少や高齢化への対応

人口減少の進行は、全般的に市街地の人口密度の低下につながり、これにより、生活利便施設などを利用する人が減少するなど、都市機能の維持が困難化する要因となります。また、少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減少や社会保障費の増大をもたらし、財政面にも大きな影響を及ぼす要因となります。

こうしたことから、中心市街地の魅力向上や地域の活性化を図るためにには、都市機能を維持・誘導し、その周辺において人口密度を維持するような都市構造を創造することが必要です。

また、高齢化の進行によって、自家用車などで移動できなくなる人の増加が予測されることから、地域公共交通ネットワークの充実など、交通弱者への配慮が必要です。

②特性を活かした都市機能・産業の集積

本市は、広域交通の結節点となっており、その周辺には生活利便施設などが立地するほか、市内4か所の工業団地は、地域産業を支える雇用の場となっています。このような特性を活かし、中心市街地や都市基盤が整備された地域の拠点において、さらなる都市機能の集積が必要です。また、雇用の確保と地域産業活性化のため、新たな工業団地の創出が必要です。

③拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成

持続可能なまちづくりに向けて、市内各拠点間や近隣市町との連携を図るための道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成が必要です。

④既存ストックの適切な維持管理と利活用

市街地を中心に概ねの地域でインフラなどの都市基盤が整備されていますが、一方で、これらの都市基盤や公共施設などは老朽化が進んでいることから、適切な維持管理に努めているところです。今後も長期的な視野のもと、日常点検や補修に加え、施設の長寿命化に取り組むことが必要です。

また、空家や空店舗などの適切な維持管理を促すための対策と、これらをまちのストックと捉えて、有効な利活用を図ることが必要です。

⑤市街地整備と連動した安全・安心なまちづくり

本市を南北に流れる加古川沿川では、大雨などによる水害が発生しています。また、市街地に近接する山林には、土砂災害の危険性がある区域として指定されている箇所があります。

近年、全国的に自然災害はますます激甚化しており、国・県と連携して取り組んでいく加古川河川改修事業の早期完成を図るとともに、雨水排水施設の整備を推進するなど、市街地の整備と連動し、安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。あわせて、日頃からの避難体制の充実など、事前防災の観点からソフト対策に取り組むことが必要です。